

情報公開条例の解釈及び運用基準

平成11年3月25日	制 定
平成12年3月30日	一部改正
平成13年8月6日	一部改正
平成14年4月1日	一部改正
平成14年10月9日	一部改正
平成15年7月1日	一部改正
平成16年3月29日	一部改正
平成17年3月31日	一部改正
平成18年3月31日	一部改正
平成19年3月30日	一部改正
平成19年8月23日	一部改正
平成20年5月7日	一部改正
平成21年3月24日	一部改正
平成22年3月24日	一部改正
平成25年3月28日	一部改正
平成26年3月10日	一部改正
平成27年3月20日	一部改正
平成27年3月25日	一部改正
平成30年3月28日	一部改正
平成31年3月27日	一部改正
令和2年3月27日	一部改正
令和4年3月30日	一部改正
令和4年9月30日	一部改正
令和5年3月31日	一部改正
令和6年3月29日	一部改正

目 次

第1章 総則

第1条	目的	-----	1
第2条	定義	-----	2
第3条	解釈及び運用	-----	4
第4条	適正使用	-----	5

第2章 行政文書の開示

第5条	開示請求権	-----	6
第6条	開示請求の手續	-----	7
第7条	行政文書の開示義務（第1項柱書）	-----	8
第7条	（第1項第1号）	-----	9

第7条	(第1項第2号)	-----	10
第7条	(第1項第3号)	-----	13
第7条	(第1項第4号)	-----	15
第7条	(第1項第5号)	-----	16
第7条	(第1項第6号)	-----	18
第7条	(第2項)	-----	20
第8条	部分開示	-----	22
第9条	公益上の理由による裁量的開示	-----	23
第10条	行政文書の存否に関する情報	-----	24
第11条	開示請求に対する措置	-----	25
第12条	開示決定等の期限	-----	27
第13条	開示決定等の期限の特例	-----	29
第14条	事案の移送	-----	30
第15条	第三者に対する意見書提出の機会の付与等	-----	31
第16条	開示の実施	-----	33
第17条	法令等による開示の実施との調整	-----	35
第18条	審理員の指名等の適用除外	-----	37
第19条	岩手県情報公開・個人情報保護等審査会への諮問等	-----	38
第20条	第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	-----	40
第21条	(削除)		
第22条	手数料の徴収等	-----	41
第3章 雑則			
第23条	開示請求をしようとする者に対する情報の提供等	-----	45
第24条	実施状況の公表	-----	46
第25条	情報の提供に関する施策の推進	-----	47
第26条	出資法人の情報公開	-----	48
第27条	指定管理者の情報公開	-----	49
第28条	適用除外	-----	50
第29条	補則	-----	51
第4章 県が設立した地方独立行政法人等の情報公開等			
第30条	県が設立した地方独立行政法人等の情報公開	-----	52
第31条	県が設立した地方独立行政法人等に対する審査請求	-----	53
第32条	県が設立した地方独立行政法人等の手数料の徴収等	-----	54
附 則		-----	55

第1章 総則

第1条

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視及び参加の充実に資することを目的とする。

【趣旨】

本条は、情報公開条例（以下「条例」という。）の目的を明らかにしたものであり、第3条の規定と併せて、条例全体の解釈の指針となるものである

【解釈・運用】

- 1 「地方自治の本旨にのっとり県民の知る権利を尊重し」とは、憲法の理念である地方自治の本旨を全うするためには、県の保有する情報は県民に公開されることが必要であり、これを具体化したものが「開示請求権」であるが、この開示請求権をわかりやすく表現するものとして、条例に「県民の知る権利」を明記するとともに、この「県民の知る権利」は地方自治の本旨に根ざすものであることから、これを最大限尊重する必要があることを明らかにしたものである。
- 2 「行政文書の開示を請求する権利につき定める」とは、実施機関が保有する行政文書について、その開示を求める権利を設定するものである。
したがって、実施機関は、条例で定める要件を満たした行政文書の開示請求に対しては、当該行政文書を開示しなければならない条例上の義務を負うものである。
なお、行政文書の開示を請求する権利を設定したことにより、実施機関が行った非開示（部分開示を含む。以下同じ。）の決定に対し、請求者が不服のある場合は、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく救済の道が開かれるものである。
- 3 「県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする」とは、県民に対し、県がその諸活動の状況を説明することを県の責務として条例上位置づけるとともに、情報公開制度は、このような責務を全うするための重要な制度であることを明らかにしたものである。
そもそも、県政は県民の信託に基づくものであり、県政を進めていく過程で作成され、又は取得された情報は、主権者である県民に明らかにしていかなければならないのは当然のことである。この観点から、政策形成過程や意思形成過程における情報の積極的な開示が求められるものである。
- 4 「県民による県政の監視及び参加の充実に資する」とは、情報公開制度を通じて、県の保有する情報が県民に公開されることは、県民一人ひとりがこれを吟味した上で、適正な意見を形成することに寄与するものであり、このことが、県民が県の諸活動を注視し、多様な方法により県政に参加していくことに資することになることを明らかにしたものである。

第2条

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業の管理者をいう。
- (2) 行政文書 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第7条第1項第2号において同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 公文書の管理に関する条例（令和4年岩手県条例第20号）第2条第1項第5号に規定する歴史公文書
 - ウ 岩手県立図書館その他の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

【趣旨】

本条は、本条例の適用対象となる「実施機関」の定義及び、本条例の対象となる「行政文書」の範囲について定めるものである。

【解釈・運用】

1 第1号関係（実施機関）

- (1) 条例における「実施機関」としては、地方自治法、地方公営企業法及び警察法により、独立した権限を行使する機関のうち、議会を除いたものを意味し、各実施機関の行政組織規則等により定められている本庁各室課等及び出先機関の全体を含む。

なお、警察本部長については、組織及び権限上、公安委員会から相当程度独立した行政機関であり、個別の実施機関として定義したものである。
- (2) 地方公務員共済組合、地方公務員災害補償基金の支部、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律その他の法律により設立された公益法人等は、県とは別の団体であるので実施機関には含まれない。
- (3) 各実施機関内部における行政文書の開示に関する事務の分掌は、それぞれの実施機関の行政組織規則、代決専決規則等の定めるところによる。

2 第2号関係（行政文書の範囲）

- (1) 「実施機関の職員」とは、知事、行政委員会の委員、警察本部長、監査委員のほか、実施機関の指揮監督権に服するすべての職員をいい、実施機関の附属機関の委員を含むものである。
- (2) 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得したことをいう。「職務上」とは、実施機関の職員が、法律、命令、条例、規則、規程、通達等により与えられた任務又は権限をその範囲内において処理することをいう。

なお、「職務」には、地方自治法第2条第9項に規定する法定受託事務及び同法第180条の2又は第180条の7の規定により実施機関の職員が受任し、又は補助執行している事務を含む。

ただし、実施機関の職員が、地方公務員等共済組合法第18条第1項の規定により従事している地方公務員共済組合の事務、地方公務員災害補償法第13条第1項の規定により従事している地方公務員災害補償基金の事務等は含まれない。

(3) 「文書（図画及び電磁的記録を含む。）」とは、記録媒体の面から条例の対象となる行政文書の範囲を定めたものであり、具体的には、次のものをいう。

ア 「文書」とは、ある情報を文字、記号を用いて紙等の有体物の上に直接再現させたものであって、視覚的に直接知覚することができるものをいい、具体的には、起案文書、供覧文書、台帳、電算出力帳票等をいう。

イ 「図画」とは、ある情報を象形を用いて紙等の有体物の上に直接再現させたものであり、具体的には、地図、図面、ポスター等をいう。

ウ 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式でつくられた記録全般をいい、具体的には、磁気テープ（ビデオテープ、録音テープ等）、光ディスク（コンパクトディスク等）、磁気ディスク（フロッピーディスク等）等に記録されたものをいう。

なお、公文書公開条例（平成6年岩手県条例第4号）第2条第2号において規定されていた「写真、マイクロフィルム及びスライド」が本条例に明記されていないのは、これらに記録されている情報が文字、記号であるか又は象形であるかによって、文書又は図画に包含されると考えられることによるものであり、これらを除外する趣旨ではない。

(4) 「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものでなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味する。したがって、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、これに当たらない。

なお、各実施機関が定める行政文書の管理に関する定めに規定する保存期間が過ぎた行政文書であっても、廃棄の手續がなされずに保存されている場合には、「保有しているもの」に当たり、本条例の対象となる。

(5) 対象から除外されるもの

ア 「ただし書ア」は、既に公にされている文書等であって開示請求の対象とする必要がなく、また、対象とすると、図書館代わりの利用等、制度本来の趣旨に合致しない利用がなされるおそれがあるとともに、事務負担の面からも問題があると考えられるものを除外したものである。

イ 「ただし書イ」は、文書等の形態を持つものであっても、一般の行政の事務処理上の必要性からではなく、岩手県立図書館その他の機関において、歴史若しくは文化又は学術研究といった観点から、その資料的価値に着目して保有されているものを除外したものである。

第3条

(解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、この条例の目的にのっとり行政文書の開示を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう、最大限の配慮をしなければならない。

【趣旨】

本条は、本条例の解釈及び運用をするに当たっての基本的な考え方を定めるものである。

本条前段は、第1条に掲げた条例の目的にのっとり行政文書の開示を請求する権利を十分尊重するため、行政文書の開示請求に対して、県の保有する情報は原則的に公開されなければならないとの観点から本条例を解釈し、及び運用しなければならない旨を定めるものである。

本条後段は、個人のプライバシーの権利は、憲法が保障する基本的人権のひとつとして最大限に保障される必要があることから、実施機関の保有する個人に関する情報が公開されることにより、個人のプライバシーが侵害されることのないよう配慮しなければならない旨を定めるものである。

【解釈・運用】

- 1 「この条例の目的にのっとり行政文書の開示を請求する権利を十分尊重する」とは、実施機関が、行政文書の開示・非開示の判断をする場合だけではなく、行政文書の開示の請求に関する手続等を行う場合においても、県民の知る権利を尊重し、原則公開の立場に立った適正な対応を行うということである。
- 2 「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう」とは、原則公開の情報公開制度の下においても、個人に関する情報については、最大限に配慮すべきであり、正当な理由なく公にされることがあってはならないことを明らかにしたものである。

第4条

(適正使用)

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を受けた者は、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

【趣旨】

本条は、本条例の解釈及び運用をするに当たっての基本的な考え方を定めるものである。

行政文書の開示を受けた者が、それによって得た情報を濫用して第三者の権利利益を侵害してはならないことは当然のことであり、その旨を訓示的に規定するものである。

【解釈・運用】

- 1 「適正に使用しなければならない」とは、行政文書の開示を受けた者は、開示によって得た情報を濫用して他人の権利や利益を侵害するようなことがあってはならないことをいう。
- 2 実施機関は、行政文書の開示によって得られた情報が、明らかに不適正に使用されるおそれがあると認められる場合には当該使用者に、また、不適正に使用されたと認められる場合には当該不適正使用者に対し、必要に応じ、当該情報の適正な使用を要請するものとする。
ただし、本条は、あくまでも訓示的規定であり、開示を受けた者が要請に応じないことを理由に、当該行政文書又は将来の同種の行政文書の開示を拒否することはできないものである。

第2章 行政文書の開示

第5条

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求権の根拠規定であり、開示請求権の内容及び手続については、本条例が定めることを明らかにしたものである。

【解釈・運用】

- 1 条例の目的との関連では、開示請求権を行使する主体は県民が中心になる。
しかし、これを県民に限定して、県民以外の者を排除する積極的な意義が乏しく、むしろ、県の行政に利害関係や関心を有している者等に、広く県の保有する情報を入手し得る機会を保障し、県が県外にも広く情報の窓を開くことに積極的な意義を認めることができることから、「何人」にも開示請求を認めることとしたものである。
- 2 「何人も」とは、日本国民のほか、外国人も含まれる。また、自然人、法人のほか、訴訟上当事者適格が認められるような「法人でない社団」等（民事訴訟法第29条）も含まれる。
- 3 開示請求権の一般的性格について
何人に対しても等しく開示請求権を認める一般的な開示請求権制度の下では、開示請求者が何人であるかによって、又は開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情によって、当該行政文書の開示、非開示の判断が変わるべきではない。したがって、実施機関は、開示請求者に対し、開示を請求する理由や利用の目的等の個別的な事情を問うべきではない。
- 4 代理人による請求については、代理関係を証明する書類（委任状等）の提出を求めて確認するものとする。

第6条

(開示請求の手續)

第6条 前条の規定に基づく開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所(法人その他の団体にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)
- (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求は、所定の事項を記載した書面により行うべきものであることを定めるとともに、開示請求書に形式上の不備がある場合の補正手續について定めるものである。

【解釈・運用】

- 1 開示の請求は、開示決定という行政処分を求める申請行為であり、請求者の権利行使として行われるものであるため、書面によりその事実関係を明らかにしておく必要がある。開示請求を要式行為としたのは、このような理由からであり、電話や口頭による請求は認められない。
- 2 遠隔地の請求者の利便等を考慮して、送付により、又はファクシミリ若しくは電子申請・届出システムを利用して送信することにより、開示請求書を提出することができるものとする。
- 3 行政文書の特定は、開示請求の本質的な内容であり、請求者が行うべき事柄であるが、実際には、請求者がこれを行うことが困難な場合が多いと考えられるので、実施機関に対し、積極的な情報の提供を行うことを義務づけることにより、開示請求制度の円滑な運用を図ろうとするものである。
- 4 「相当の期間」(第2項)とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間をいい、個々のケースによって判断されるべきものである。

なお、請求書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備については、実施機関において職権で補正できるものである。

第7条(第1項柱書)

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

【趣旨】

本条第1項は、開示請求に対する実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。以下この項において同じ。)の開示義務を明らかにするものである。すなわち、実施機関は、開示請求に係る行政文書に本条第1項各号に掲げる情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならない。

なお、公安委員会及び警察本部長については、本条第2項において開示義務について規定している。

【解釈・運用】

1 この規定は、実施機関は、適法な開示請求があった場合は、開示請求に係る行政文書に本条第1項各号に掲げる情報(以下この項において「非開示情報」という。)が記録されているときを除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示する義務を負うとの原則開示の基本的枠組みを定めたものである。

なお、開示請求に係る行政文書の一部に非開示情報が記載されているときは、部分開示(第8条)の問題である。

2 ある非開示情報(又はその一部分)が同時に他の非開示情報に当たることもあることに注意する必要がある。

3 条例上の非開示情報と地方公務員法第34条の守秘義務との関係については、様々な考え方がなされているのが現状であるが、少なくとも、情報公開制度の下で実施機関が非開示情報に該当しないと判断して開示した場合は、機関としての決定であるとみなされることから、職員個人が服務義務としての守秘義務違反に問われることはないものと考えられる。

第7条(第1項第1号) [法令等の規定又は国からの指示に係る情報]

(1) 法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の規定又は国からの明示の指示により公にすることができないと認められる情報

【趣旨】

本号は、法令等の規定又は国からの明示の指示による非開示情報の要件について定めるものである。法令等の規定により公にすることができない情報は、本条例によっても開示できないことを確認的に規定するとともに、国からの法的な拘束力を持った指示により公にすることができない情報については、非開示とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「法令若しくは他の条例」とは、法律、政令、省令等の国法と条例のほか、これら国法及び条例の規定により、非開示とすべき事項を委任されている規則等を含むものである。
- 2 「国からの明示の指示により公にすることができないと認められる情報」とは、法律又はこれに基づく政令の規定による国の行政機関からの指示により、閲覧又は写しの交付が禁止されているものをいう。

第7条(第1項第2号) [個人に関する情報]

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員並びに岩手県土地開発公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

【趣旨】

本号は、個人に関する情報の非開示情報としての要件を定めるものである。

個人の尊厳や基本的人権の尊重の立場から個人のプライバシーに関する情報は非開示とする必要があるが、プライバシーの具体的な内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確でないことから、個人のプライバシーを最大限尊重するため、特定の個人を識別することができる情報は、原則的に非開示とすることとしたものである。

【解釈・運用】

1 「個人に関する情報」とは、次のような情報など、個人に関するすべての情報をいう。

- (1) 思想、信条、信仰等個人の内心の秘密に関する情報
- (2) 職業、資格、犯罪歴、学歴、所属団体等個人の経歴、社会的活動に関する情報
- (3) 所得、資産等個人の財産の状況に関する情報
- (4) 体力、健康状態、病歴等個人の心身の状況に関する情報
- (5) 家族関係、生活記録等個人の家族・生活状況に関する情報
- (6) その他特定の個人が識別され、又は識別され得る情報

なお、本条例における「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」とは、個人に関する情報であっても、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、性質上、本条第1項第3号で判断するものとし、本号の個人に関する情報から除外するという趣旨である。

なお、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない個人に関する情報は本号に含まれる。

3 「文書」とは、第2条第2号と同義である。

「その他の記述等」には、指紋、筆跡、ビデオの映像、録音テープの音声、モールス信号の音、手話の動作で表示される場合や映像等により特定の個人を識別できる場合も含まれる。

4 特定の個人を識別することができるもの

(1) 「特定の個人を識別することができるもの」とは、その情報から特定の個人を識別され、又は識別され得る可能性があるものをいい、次のような情報をいう。

ア 氏名、住所等特定の個人が識別されるもの

イ 他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得るもの（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する「個人識別符号」も含まれる。）

(2) 個人に関する情報であっても、統計のように素材が加工、処理され、結果として個人が識別できなくなっているものは、「特定の個人を識別することができる」とはいえないことから、本号には該当しない。

(3) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他個人の正当な利益を害するおそれのある情報をいい、例えば、個人の未発表の研究論文、研究計画等の情報がこれに該当すると考えられる。

5 「ただし書ア」について

法令等の規定により公にされている情報（登記簿に登録されている法人の役員に関する情報、不動産の権利関係に関する情報等）や慣行として公にされている情報（表彰受賞者名簿、審議会等の委員名簿等で慣行上公にしているもの等）は、一般に公表されている情報であり、これを開示することにより、場合により個人のプライバシーを害するおそれがあるとしても、受忍すべき限度内にとどまると考えられるので、これを開示することとしたものである。

なお、法令等で請求目的が制限されているもの（戸籍法第10条第2項、住民基本台帳法第11条の2第1項）、閲覧等を利害関係人等一定の者に限って認めているものは、一般に公表されている情報とはいえないことから、この規定には該当しない。

6 「ただし書イ」について

プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、これに優越する公益がある場合は、これを非開示とすべき合理的な理由は認め難いため、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報については、開示することとしたものである。

「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかは、非開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される利益とを比較衡量して判断することとなる。この比較衡量に当たっては、個人に関する情報の中には個人的な性格が強いものから社会的性格が強いものまで様々なものがあること、人の生命、健康等の保護と生活、財産の保護とでは、開示により保護さ

れる利益の程度に相当の差があることなどを踏まえ、特に個人の人格的な権利利益の保護に欠けることがないように、慎重な配慮が必要である。

7 「ただし書ウ」について

- (1) 公務員等の職務の遂行に関する情報に含まれる公務員等の職に関する情報は、特定の公務員等を識別し得る情報として個人に関する情報に該当するものであるが、行政の説明責任の観点から、開示することとしたものである。
- (2) 「国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員」には、一般職のみならず特別職も含むので、同法第2条第3項に規定する国务大臣、国会議員、裁判官等も本号の公務員に含まれる。「地方公務員法第2条に規定する地方公務員」も、一般職と特別職の双方を包含することから、地方議会議員、審議会等の構成員の職で臨時又は非常勤のもの等も含まれる。
- (3) 「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報をいう。したがって、公務員等の職員としての身分取扱いに係る情報などは、当該公務員等にとっては、その職務遂行に係る情報には該当しない。
- (4) 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員等の氏名の開示・非開示については、本号アの「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するかどうかにより判断されるものである。
- (5) 職務の遂行に係る情報に含まれる本県職員（警察の職員で、警部補又は同相当職以下の職員を除く。）の氏名については、県政執行における行政の責務として、県民の要請に応じ公表することが予定されていると考えられることから、本号アに該当し、個人に関する情報としては非開示とされないものである。

なお、警察の職員の氏名については、職務の遂行に係る情報であっても、警察業務の特殊性からして、そのすべてが公表されることを予定しているものではなく、具体的には、警部補及び同相当職以下の職員については、本号アに該当しないものである。
- (6) 職務遂行に係る情報であっても、それが他の非開示情報に該当する場合には、非開示とされることとなる。
- (7) 「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が同時に他の公務員等の個人に関する情報であり得ることに注意する必要がある。例えば、県立病院の医師が県職員の健康診断を行った場合、当該健康診断に関する情報は、当該医師にとっては当該職務の遂行に係る情報であるが、当該県職員にとっては職務遂行との直接的関連はなく、職務の遂行の内容に係る情報とはいえないことから、県職員の個人に関する情報として、原則的に非開示とされることになる。

第7条(第1項第3号)【法人等に関する情報】

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び岩手県土地開発公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣旨】

本号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の非開示情報としての要件を定めるものである。

法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由、競争上の地位その他の正当な利益は、保護される必要があることから、公にすることにより法人等又は個人の正当な利益を害するおそれがある情報については、公益性確保の観点から公にすることが必要であると認められる情報を除き、非開示とすることとしたものである。

【解釈・運用】

- 1 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
- 2 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、その事業活動と直接関係のない個人に関する情報（例えば、事業を営む個人の家族構成、事業と区別される個人の財産、所得等）は、本号に該当せず、第2号で判断するものである。
- 3 ただし書は、法人等又は個人の事業活動によって危害（公害、薬害等）が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示することを定めたものである。この場合、現実に危害が発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合も含まれ、その事業活動が違法又は不当であるか否かを問わない。

「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかについては、非開示とすることにより保護される法益と開示することにより保護される利益を比較衡量して判断することとなる。この比較衡量に際しては、開示することにより保護される利益の性質及び内容を踏まえる必要があり、特に、人の生活又は財産を保護する必要性の判断に当たっては、その侵害の内容、程度と保護の必要性を十分に検討する必要がある。

4 「ただし書ア」について

- (1) 「正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、法人等の生産・技術・販売上のノウハウ、運営方針、人事、労務管理等の情報で、公にすることにより、法人等の事業活動等が損なわれると認められるもの及び公にすることにより法人等の名誉が侵害され、又は社会的信用若しくは社会的評価が低下するものをいい、必ずしも経済的利益の概念でとらえられないものを含むものである。
- (2) 法人等には、株式会社、公益法人、宗教法人、学校法人その他の法人のほか、政治団体その他法人でない団体など様々な種類のものであるので、「正当な利益を害するおそれ」の有無は、当該法人等と行政との関係や当該法人等の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性等それぞれの法人等及び情報の性格に応じて適正に判断する必要がある。

5 「ただし書イ」について

- (1) 法人等及び事業を営む個人に関する情報であって、非開示を条件として提供を受けた、いわゆる任意提供情報の取扱いを定めたものであり、当該情報については、非開示の条件が付されていることを理由にすべて非開示とするのではなく、当該条件を付することが合理的と認められる場合に限り非開示とすることを明らかにしたものである。
- (2) 「任意に提供されたもの」とは、法令等の根拠に基づかず提供された情報をいう。
なお、実施機関が法令等の定める権限に基づき強制的に入手し得る情報ではあるが、当該権限を行使せず行政指導等により任意の提供を受けたものについては、「任意に提供された」情報には該当しないものである。
- (3) 「通例として公にしないこととされているもの」に該当するためには、当該情報が現に公にされていないというだけでは足りず、当該情報の性質上、一般的に公にしないことが相当と認められることが必要である。
- (4) 「当時の状況等」とは、公にしないとの約束を付することの合理性の判断は、当該情報の提供当時の諸般の事情を基本として判断するが、必要に応じその後の事情の変化も斟酌して判断するとの趣旨である。

第7条(第1項第4号) [公共の安全等に関する情報]

(4) 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

【趣旨】

本号は、公共の安全等に関する情報の非開示情報としての要件を定めるものである。

公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、非開示とすることとしたものである。

【解釈・運用】

- 1 「犯罪の予防」とは、刑事犯、行政犯を問わず、犯罪行為の発生を未然に防止することをいう。例えば、犯罪を誘発するおそれのある情報を開示しないこともこれに含まれる。
- 2 「(犯罪の) 捜査」とは、捜査機関が公訴の提起及び遂行のため、証拠を発見し、収集し、保全し、また、被疑者を発見し、掌握し、必要があればその身柄を拘束して保全する活動をいう。
- 3 「人の生命、身体、財産等の保護」とは、公共の安全と秩序の維持の観点から、人の生命、身体、財産、名誉、社会的地位、自由等を危害から保護し、又は当該危害等を除去することをいう。
- 4 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防又は捜査及び人の生命、身体、財産等の保護のほか、平穏な社会生活、社会の風紀その他の公共の安全と秩序を維持することをいう。
- 5 「支障を及ぼすおそれがある」とは、公共の安全と秩序を維持する諸活動が阻害され、又は適正に行われなくなる可能性がある場合をいう。
- 6 「犯罪の予防又は捜査・・・に支障を及ぼすおそれがある情報」とは、次のような情報をいう。
 - (1) 犯罪の捜査等の事実等に関する情報
 - (2) 犯罪目標となることが予想される施設の所在等に関する情報
- 7 「人の生命、身体、財産等の保護・・・に支障を及ぼすおそれがある情報」とは、次のような情報をいう。
 - (1) 犯罪の被疑者、参考人等が特定され、その結果、これらの人々の生命、身体等に危害が加えられ、又はその地位若しくは正常な生活が脅かされるおそれのある情報
 - (2) 犯罪等の情報の通報者、告発者等が特定され、その結果、これらの人々の地位又は正常な生活が脅かされるおそれのある情報
 - (3) 特定個人の行動予定、家屋の構造等が明らかにされ、その結果、これらの人々が犯罪の被害者となるおそれのある情報

第7条(第1項第5号) [審議、検討等に関する情報]

(5) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び岩手県土地開発公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

本号は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び岩手県土地開発公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報の非開示情報としての要件を定めるものである。

県の機関及び国の機関等の内部又は相互間の審議、検討又は協議に関する情報が公にされると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれる場合がある。また、未成熟な情報が公にされ、又は情報が尚早な時期に公にされると、誤解や憶測に基づき住民の間に混乱を生じさせ、又は投機を助長するなどして特定のものに利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあり得る。

本号は、このような情報について、検討途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、県の機関及び国の機関等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、これを非開示とすることとしたものである。

【解釈・運用】

- 1 「県の機関」とは、県のすべての機関をいい、実施機関であるなしを問わない。執行機関、議決機関及びこれらの補助機関（職員）又は事務局（職員）のほか、執行機関が設置する附属機関も含まれる。なお、「国の機関」も同様の趣旨である。
- 2 「県以外の地方公共団体」とは、岩手県以外の他の都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団をいう。
- 3 「県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び岩手県土地開発公社の内部又は相互間」とは、

① 県の機関の内部又はその相互間	② 国の機関の内部又はその相互間
③ 独立行政法人等の内部又はその相互間	④ 県以外の地方公共団体の内部又はその相互間
⑤ 地方独立行政法人の内部又はその相互間	⑥ 岩手県土地開発公社の内部
⑦ 県の機関と国の機関との相互間	⑧ 県の機関と独立行政法人等との相互間
⑨ 県の機関と県以外の地方公共団体との相互間	⑩ 県の機関と地方独立行政法人との相互間
⑪ 県の機関と岩手県土地開発公社との相互間	⑫ 国の機関と独立行政法人等との相互間
⑬ 国の機関と県以外の地方公共団体との相互間	⑭ 国の機関と地方独立行政法人との相互間
⑮ 国の機関と岩手県土地開発公社との相互間	
⑯ 独立行政法人等と県以外の地方公共団体との相互間	
⑰ 独立行政法人等と地方独立行政法人との相互間	
⑱ 独立行政法人等と岩手県土地開発公社との相互間	

- ⑱ 県以外の地方公共団体と地方独立行政法人との相互間
 - ⑳ 県以外の地方公共団体と岩手県土地開発公社との相互間
 - ㉑ 地方独立行政法人と岩手県土地開発公社との相互間
- を指す。

- 4 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び岩手県土地開発公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議のほか、会議、打合せ、意見交換、相談等に関連して実施機関が作成し、又は取得した情報をいう。
- 5 合議制機関に関する情報の開示・非開示については、当該合議制機関の議事運営規程や議決等によって決せられるものではなく、当該合議制機関の性質及び審議事項の内容等に照らし、合議制機関における率直な意見の交換等を不当に損なうおそれがあるかにより個別具体的に判断されるものである。
- 6 本号は、審議、検討又は協議に関する情報を開示することによって、当該意思決定等に不当に支障を及ぼす場合に限られるものである。したがって、当該情報を開示することによって、将来の同種の事務に係る意思決定に支障を及ぼすおそれがある場合は、本号の問題ではなく、本条第1項第6号の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるかどうかにより開示・非開示が判断されることとなる。

第7条(第1項第6号) [事務、事業に関する情報]

(6) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人又は岩手県土地開発公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人又は岩手県土地開発公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は岩手県土地開発公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

本号は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人又は岩手県土地開発公社が行う事務又は事業に関する情報の非開示情報としての要件を定めるものである。

公にすることにより、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人又は岩手県土地開発公社が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、非開示とすることとしたものである。

【解釈・運用】

- 1 「県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人又は岩手県土地開発公社が行う事務又は事業」とは、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人又は岩手県土地開発公社が単独で行う事務又は事業及びこれらが共同で行う事務又は事業をいう。
- 2 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接関わる情報だけではなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含むものである。
- 3 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかを判断するに当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求されること、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものであることに注意する必要がある。
- 4 監査、交渉、試験その他同種のものが反復されるような性質の事務又は事業にあつては、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずる

ことがあり得るが、これも「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

5 本号は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人又は岩手県土地開発公社が行うすべての事務又は事業を対象としており、アからオまでに掲げた以外の事務又は事業に係る情報についても、当該情報を公にすることにより、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるときには、非開示とされるものである。

6 アからオまでの事務又は事業ごとに掲げた支障は、典型的な支障を記述したものであって、当該事務又は事業における公にすることによる支障は、これらに限定されるものではなく、公にすると、それぞれに記述した支障以外の支障がある場合であっても、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の要件に該当するときは非開示とされるものである。

第7条(第2項) [公安委員会又は警察本部長における行政文書の開示義務]

- 2 公安委員会又は警察本部長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。
- (1) 前項各号(第4号を除く。)のいずれかに該当する情報
 - (2) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある情報

【趣旨】

本条第2項は、開示請求に対する公安委員会又は警察本部長(以下「公安委員会等」という。)の開示義務を明らかにするものである。すなわち、公安委員会等は、開示請求に係る行政文書に本項各号に掲げる情報(以下この項において「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならないものである。

公安委員会等は、一般行政上の事務・事業とは性格的に異なる犯罪の予防、鎮圧又は捜査等を業務としている。これらに係る情報は、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められるものである。よって、行政文書の開示義務の規定については、知事等の実施機関とは別項としたものである。

【解釈・運用】

- 1 この規定は、公安委員会等は、適法な開示請求があった場合は、開示請求に係る行政文書に非開示情報が記録されているときを除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示する義務を負うとの原則開示の基本的枠組みを定めたものである。
- 2 第1号は、前項(第4号を除く。)各号が本項においても適用されることを示したものである。
- 3 第2号は「公共安全等に関する情報」の非開示情報としての要件を定めたものである。
 - (1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持」

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共安全と秩序の維持」の例示である。

ア 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、国民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

イ 「(犯罪の)鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

ウ 「(犯罪の)捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

エ 「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成する

ため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指すものであり、司法警察職員が公訴の提起後、検察官の指揮を受け捜査にあたる場合もこれに含まれるものである。

オ 犯罪に対して科される制裁を刑といい、「刑の執行」とは、刑法第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

(2) 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる調査活動や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

なお、風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、本条第1項第6号の事務又は事業に関する非開示情報の規定により開示・非開示が判断されることになる。

(3) 「・・・おそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報」

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての公安委員会等の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定としているものである。

4 第3号では、前2号に掲げるもののほか、公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある情報の要件を定めたものである。

「人の生命、身体、財産等の保護」とは、人の生命、身体、財産、名誉、社会的地位、自由等を危害から保護し、又は当該危害等を除去することをいう。

なお、本号は、前2号に該当しない情報に適用されるものであり、人の生命、身体、財産等への危害が及ぶ情報であっても、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものについては、前号の規定を適用することとなる。

第8条

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に前条の規定により公にすることができない情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第1項第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条第1項は、行政文書の一部に非開示情報が記録されている場合における実施機関の部分開示の義務及びその要件を明らかにするものである。

本条第2項は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部に個人識別情報（非開示情報）が記録されている場合に、個人識別性のある部分とそれ以外の部分とを区分して取扱うべき場合及びその場合における非開示とする範囲について定めるものである。

【解釈・運用】

1 第1項関係

(1) 部分開示を行わなければならないのは、「非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる」場合であり、行政文書のどの部分に非開示情報が記録されているかという記載部分の区分けが容易でない場合や、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に容易でない場合（電磁的記録の場合等）には部分開示の義務がなく、開示しない旨の決定を行うこととなる。

なお、行政文書の量が多く、時間・労力を要することは、区分・分離の容易性とは関係がない。

(2) 非開示情報が記録されている部分を除いた部分に「有意の情報」が含まれていないとは、当該部分に記載されている内容が公表情報だけとなる場合、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等である。このような場合は、開示をしない旨の決定を行うこととなるが、当該決定に際し、「非開示情報の記載部分を除くと、〇〇のような状態になるので、有意の情報が含まれなくなると認められる。」などの理由を明らかにする必要がある。

(3) 部分開示決定は、部分非開示決定でもあることから、非開示決定の部分については、理由提示の義務が生ずる。

2 第2項関係

(1) 非開示情報と非開示情報に該当しないものが混在している通常の部分開示（第8条第1項）の場合と、全体として非開示情報に該当するが、個人識別性のある部分を除くことにより開示しても支障がなくなる場合とは、性質を異にするので、後者について、第8条第1項とは別に、この項を設けたものである。

(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても、例えば、未発表の論文等、個人の権利利益を害するおそれのあるものは、この部分開示の対象とはならない。

第9条

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に非開示情報（法令等の規定により公にすることができないと認められる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る行政文書に非開示情報が記録されていても、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる場合について定めるものである。

【解釈・運用】

- 1 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、開示請求に係る行政文書に記録されている情報を非開示にすることにより保護される利益を前提としてもなお、当該案件については、公益を図るため特に開示する必要があると認めるときという意味である。
- 2 「法令等の規定により開示することができないと認められる情報」を当該裁量的開示の対象から除いているのは、法令等により開示を禁止されている情報を実施機関の裁量で開示することはできないことを確認的に規定したものである。

第10条

(行政文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨】

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにし、開示又は非開示を決定すべきであるが、本条は、その例外として、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる場合について定めるものである。

【解釈・運用】

- 1 「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを応えるだけで、非開示情報を開示することとなる」とは、例えば、特定の個人の病歴に関する情報など、開示請求に対し、当該行政文書は存在するが非開示とする、又は当該行政文書は存在しないと回答するだけで、本来的に非開示情報として保護すべき利益が害されることとなる場合をいう。
- 2 本条により開示請求を拒否するときは、第11条第2項の開示をしない旨の決定を行うこととなり、必要にして十分な拒否理由の提示を行う必要がある。(行政手続条例第8条第1項)
- 3 開示請求を拒否するときは、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で拒否するのが原則であり、この規定は、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを応えることで、非開示情報として守られるべき利益が害されてしまうときにおける例外的措置を定めたものであるため、その適用に当たっては、厳格に解釈し、濫用されるようなことのないようにしなければならない。
- 4 この規定を適用し開示請求を拒否しようとする場合にあっては、事前に、当該情報の内容及びこの規定を適用する理由を明らかにしたうえで、総務室に、その適否について協議するものとする。

第11条

(開示請求に対する措置)

第 11 条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定に基づき開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に対する実施機関の応答義務及び応答の形態を明らかにするものである。

【解釈・運用】

- 1 「開示請求に係る行政文書を保有していないとき」（第2項）とは、行政文書が不存在の場合も開示しない旨の決定を行うことを条例上明確にしたものである。
- 2 開示請求書に形式上の不備がある場合など、開示請求が不適法であることを理由として行政文書の開示をしないときも、第2項の決定に含まれる。
- 3 開示しない旨の決定を行うとき（一部を開示するときを含む。）には、開示請求者に対して理由の提示を行う必要がある。

開示請求者に対して提示する理由は、行政手続条例第8条第1項の趣旨から、抽象的・一般的なものでは不十分で、開示請求者が非開示の理由を明確に認識し得るものであることが必要である。そのため、開示請求者が客観的に理解できるように分かりやすい理由を記載することが必要であり、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、理由の記載の程度としては不十分となる。

理由の記載の程度は、個別の開示請求の内容によって異なるが、「通常、非公開とした文書の名称や類型、作成者、記録された情報の内容や性質、当該文書の入手方法といった文書の基本的な情報が明らかにされ、これらと関連付けられた支障の内容等が示されることによって、開示請求者が理由を了知することが可能となる（参照 令和3年2月16日東京地裁判決）」ということを踏まえると、おおむね次のような記載をすることが求められる。

(1) 第7条第1項各号に掲げる非開示情報に該当する場合

「開示請求に係る行政文書は、岩手県〇〇部〇〇課が申請者から取得した食品営業許可申請に係るものであり、開示することにより食品の製造方法及び原料表といった通常公にされない生産技術に関する情報が明らかになり、他の法人等による生産技術の模倣が生じるなど、当該申請者が正当な利益を害するおそれがあるため。」「開示請求に係る行政文書は、岩手県〇〇部〇〇課が作成した進行中の〇〇訴訟に係るものであり、開示することにより弁護士との打合せ経過、準備書面案、承認申請案等の当該訴訟に係る県の具体的な対処方針に関する情報が明らかになり、訴訟の相手方が事前に県の当該対処方針を踏まえた対応をとるなど、当該訴訟における県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため。」など

(2) 第10条に基づき行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する場合

「当該行政文書の存否を答えるだけで、特定個人が病院に通院等していたか否かという条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報を開示することとなり、個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該行政文書はあるともないとも答えられない。」、「当該行政文書の存否を答えるだけで、特定個人に対する懲戒処分を検討しているか否かという条例第7条第1項第6号エに規定する人事管理に係る事務に関する情報を開示することとなり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、当該行政文書はあるともないとも答えられない。」など

(3) 行政文書不存在の場合

「当該行政文書は、作成されない慣行となっており、実際に存在しない。」、「当該行政文書は存在したが、保存年限を満了したために○年○月に廃棄した。」など

- 4 開示請求が不適法であることを理由とする非開示決定、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定、行政文書不存在の決定は、いずれも処分性を有し、行政不服審査法や行政事件訴訟法に基づき争うことが可能である。

第12条

(開示決定等の期限)

第12条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定に基づき補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示決定等を行うべき期限(開示請求があった日から起算して15日)及び延長可能な期限(開示請求があった日から起算して最大45日)を定めるものである。

【解釈・運用】

- 1 「開示請求があった日」(第1項)とは、開示請求書が当該請求を取扱うこととされている窓口へ到達し、実施機関が了知可能な状態になった日をいう。
- 2 開示請求があった日から起算して15日目に当たる日が県の休日に当たるときは、その直後の県の休日でない日が満了日となる。
- 3 「補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない」(第1項)としており、開示請求書に形式上の不備があつても、補正を求めないときは、原則どおり、開示請求があった日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならない。
なお、補正を求めた場合であっても、開示請求者が当該補正に応じない旨を明らかにしたときは、当該意思表示があつた時点以降は、もはや補正に必要な期間とはいえないので、停止していた期間が再び進行することになる。
- 4 「その他正当な理由」(第2項)とは、実施機関が誠実に努力しても、15日以内に開示を行うかどうかの決定をすることができないと認められる事情をいい、次のような場合をいう。
 - (1) 第三者に関する情報が記録されているため、その第三者の意見を聴取するのに相当の日数を必要とする場合
 - (2) 複数の実施機関等に関する情報が記録されているため、その実施機関等の意見を聴取するのに相当の日数を必要とする場合
 - (3) 開示請求のあつた行政文書の種類又は量が多いため、開示決定等に相当の日数を必要とする場合
 - (4) 天災等が発生した場合、突発的に業務が増大した場合、緊急を要する業務を処理する場合その他正当な理由のある場合
- 5 延長期間を45日としたのは、第三者に対する意見書提出の機会を付与する場合にあつての、当該第三者手続に必要な期間に配慮したものである。したがって、第三者手続が不要な合には、開示決定

等の期限が原則として15日以内とされていることを勘案して、延長したときでも、30日以内に開示決定を行うよう努めるものとする。

第13条

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの行政文書について開示決定等を行う期限

【趣旨】

本条は、開示請求に係る行政文書が著しく大量な場合における開示決定等の期限の特例を定めるものである。

【解釈・運用】

- 1 「開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため・・・事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」とは、1件の開示請求に係る行政文書が大量であること又は同時期に多数の開示請求が集中したことにより、これらを45日以内に処理することが不可能な場合又は45日以内に処理することで通常の事務の遂行が著しく停滞する場合をいう。
- 2 「相当の部分」とは、45日以内に開示決定等を行うことができる分量であり、「相当の期間」とは、実施機関の事務の遂行に著しい支障を生ずることなく、残りの行政文書について開示決定等を行うことができる期間であって、いずれも、当該開示請求に係る実施機関の実態に応じ、個別に判断されるものである。
- 3 この規定を適用する場合の開示請求者への通知は、第12条第1項に規定する期間内、すなわち開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならないことに注意すること。

第14条

(事案の移送)

第14条 実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定に基づき事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

【趣旨】

本条は、事案の移送につき、その要件、手続、効果を定めるものである。

【解釈・運用】

- 1 「開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき」（第1項）とは、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときや、当該行政文書に他の実施機関の事務に密接な関連を有する情報が記録されているときなど、開示するか否かの判断を他の実施機関の方がよりの確に行うことができる場合をいう。
- 2 事案の移送は、実施機関相互の協議が整った場合に限り可能とするものであり、これが整わない場合は、開示請求を受けた実施機関が処理することとなる。
- 3 この移送措置は、行政内部の問題であり、開示決定等を行わなければならない期間の計算については、当初の開示請求があった日から起算する。
- 4 第3項は、開示の実施は、移送を受けた実施機関が行うことを明確にするとともに、移送の効果として、開示請求に係る行政文書が移送先に移るものではないことから、移送を受けた実施機関が円滑に開示の実施ができるよう、移送した実施機関の協力義務を明らかにしたものである。

第15条

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 開示請求に係る行政文書に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、岩手県土地開発公社及び開示請求者以外の者（以下この条、第19条第3項及び第20条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1項第2号イ又は同項第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条の規定に基づき開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定に基づき意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第19条第1項及び第3項において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合における、当該第三者に対する意見書提出の機会の付与及び第三者による争訟の機会の確保について定めるものである。

【解釈・運用】

1 任意的意見の聴取（第1項）

第1項に規定する意見書提出の機会の付与は、開示請求のあった行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に意見書の提出を求め、その結果を決定の際の参考とすることにより、当該行政文書の開示、非開示の判断の適正を期することを目的とするものであり、実施機関に第三者に意見書の提出を求めることを義務づけるものではなく、また、実施機関の決定が第三者の意見に拘束されるものでもない。

2 義務的意見の聴取（第2項）

第2項は、第三者に関する情報を公益上の理由により開示する場合においては、第三者に不利益を与える場合であっても、開示することの公益と比較衡量して開示するか否かを判断することとなるので、適正手続の観点から、事前に当該第三者の意見を聴取すべきであり、この点についての規定を整備したものである。

なお、実施機関の決定が第三者の意見に拘束されるものでないことは、第1項の場合と同様である

。

- 3 「当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない」（第2項）との例外規定は、同項が意見書提出の機会を義務づけており、実施機関が合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在を探知できない場合に、手続が進まなくなることを避けるためのものである。

なお、第三者の所在が判明しない場合に公示送達を義務づけなかったのは、公示送達を行うこと自体が当該個人を識別されるおそれがあることに配慮したものである。

- 4 第3項を適用する場合を、「前2項の規定に基づき意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合」に限定したのは、第三者が開示に反対の意思を表示しないときは、当該第三者に対して事前の争訟の機会を確保する必要はないためである。

- 5 「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない」（第3項）との規定は、開示請求者の開示を受ける権利と第三者の争訟の機会の確保とを調整し、開示の実施までの期間を明確にしたものである。

なお、実施機関の開示の決定に不服がある場合の審査請求期間は、行政不服審査法の規定により、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内とされているが、開示の実施までの期間を「2週間」としたのは、開示請求者の迅速に開示を受けるという期待をも考慮したことによるものである。

第16条

(開示の実施)

第16条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については次に掲げる方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(1) 閲覧若しくは視聴又は複製物の交付

(2) 紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の実施機関が定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第11条第1項に規定する通知があつた日から起算して30日以内に行なければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

【趣旨】

本条は、行政文書の開示の方法及び開示の実施の手続を定めるものである。

【解釈・運用】

1 第1項関係

(1) 行政文書及び法人文書のうち、電磁的記録の開示の実施方法については、

ア 開示実施手数料の額は、第22条第1項において開示の実施方法ごとに区分して定められているため、電磁的記録の行政文書に係る開示の実施方法についても、条例において全庁で統一する必要があること

イ 情報化の進展状況等は開示の実施方法に実質的な影響を及ぼしておらず、条例において統一的に定めることとしても支障はないこと

以上のことから、2通りの方法(①閲覧若しくは視聴又は複製物の交付、②紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付)を規定するものである。(令和4年一部改正条例による規定の見直し)

(2) また、それぞれの開示の実施の方法の対象となる行政文書の種別については、次のとおりである。(知事が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成11年岩手県規則第39号。以下「知事規則」という。)第5条参照)

ア 文書又は図画の閲覧 行政情報センター等において閲覧することができる行政文書

イ 文書又は図画の写しの交付 知事が保有する乾式の複写機その他の機器を用いて写しを作成することができる行政文書

ウ 電磁的記録の閲覧若しくは視聴又は複製物の交付 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの(以下「磁気テープ等」という。)に記録されている電磁的記録で、行政情報センター等内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは

視聴し、又は複製することができるもの

エ 電磁的記録を紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付
磁気テープ等に記録されている電磁的記録で、知事が保有する電子計算機その他の機器を用いて、
紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるもの

(3) 「行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき」とは、原本が貴重であったり痛みが激しい等の理由により、そのまま閲覧等に供すると当該行政文書の保存に支障がある場合等をいう。

(4) 「その他正当な理由があるとき」とは、次のような場合をいう。

ア 原本を事務事業に使用する必要があり、閲覧等に供すると事務事業の遂行に支障がある場合

イ 第8条の規定により部分開示を行う場合

2 第2項関係

(1) 開示を受ける者が申し出なければならない「開示の実施の方法その他の実施機関が定める事項」は、次の事項をいう（知事規則第6条第1項参照）。

ア 求める開示の実施の方法

イ 開示決定に係る行政文書の一部についてのみ開示を求める場合は、当該開示を求める部分

ウ 行政情報センター等における開示の実施を求める場合にあっては、当該行政情報センター等の名称及び開示の実施を希望する日

エ 写し等を送付する方法により行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

(2) 開示請求書に、例えば、閲覧、写しの交付などのように、希望する開示の実施の方法が記載されているときは、別に申出がない限り、当該記載をもって、開示の実施の方法等に関する申出とみなすこととされている（知事規則第6条第2項参照）。

3 第3項関係

(1) 開示の実施の申出について期間制限を設けたのは、これを設けないと、いつまでも事案の処理が完結しない事態が生じ得ること。また、開示決定は当該決定を行う時点における判断にすぎず、期間の経過により非開示情報該当性は変化する可能性があることから、いつまでも、過去の判断が適切であるとはいえないことを考慮したものである。

(2) この項に定める期間を経過したときは、開示決定を受けた者であっても、再度、開示請求をする必要がある。

4 第4項関係

開示決定に係る行政文書について、例えば、まず閲覧してから写しの交付を受けるかどうか判断したいという場合や、行政文書が大量な場合に、一部分について写しの交付を受けてから残りの部分についての写しの交付を受けるかどうか判断したいという場合などに、開示請求者の利便を図るため、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、複数回の開示を認めることとしたものである。

第17条

(法令等による開示の実施との調整)

第17条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条は、法令等において何人に対しても一定の行政文書を開示する規定（一定の場合に開示しない旨の定めがないものに限る。）があり、その開示の方法が本条例の開示の方法と同一である場合には、本条例に基づく開示を重ねて認める必要性がないことから、当該同一の方法による開示の限度で、本条例による開示を行わないこととするものである。

【解釈・運用】

- 1 本条の調整の対象となる規定は、「何人にも」開示すべき旨の規定に限るものである。本人、利害関係者等特定の者に対して開示すべき旨の規定については、本条例が並行的に適用され、当該規定の趣旨を考慮しつつ、当該行政文書が本条例の非開示情報に該当するか否か個別に判断することとなる。
- 2 本条の調整の対象となるのは、法令等の規定により「行政文書」を開示する場合に限るものであり、例えば、計画や指針等の「情報」を開示すべき旨の規定の場合には、本条の調整の対象とはならない。
- 3 法令等の規定の中には、開示の期間が定められているものがあるが、この場合には、当該期間内に限り、本条の調整措置の対象とするものである。なお、当該期間の前後については、全面的に本条例によることとなる。
- 4 法令等の規定に定める方法が第16条第1項本文に規定する開示の方法のいずれかと同一の方法である場合に限って、本条例では、当該同一の方法による開示をしないとすものである。したがって、法令等に閲覧のみが規定されている場合には、閲覧による開示については法令等によることになり、例えば写しの交付のようにその他の方法による開示については本条例によることとなる。
- 5 「一定の場合には開示をしない旨の定めがあるとき」（第1項）とは、法令等の規定において、例えば、「・・・おそれがあるときは、閲覧を拒むことができる」、「・・・がなければ、これを拒むことができない」とされている場合などであり、このように、一定の場合に開示をしない旨の定めがあるときは、本条の調整の対象とならないものである。

6 「法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する」(第2項)とは、「縦覧」は、第16条第1項本文に開示の方法としては規定されていないが、個々人に行政文書の内容が明らかに分かるように示し、見せるものであり、閲覧と同視される開示の形態であることから、法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、本条例の閲覧とみなして、閲覧による開示はしないこととしたものである。

第18条

(審理員の指名等の適用除外)

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求について、行政不服審査法第9条第1項ただし書の規定により、同法第9条第1項本文の規定を適用しないこととするものである。

行政不服審査法第9条第1項本文の規定の適用を除外し、開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文に規定する審理手続を行う者(審理員)による審理ではなく、次条以降の規定により岩手県情報公開審査会で審理することとするものである。

【解釈・運用】

- 1 「開示請求に係る不作為に係る審査請求」とは、開示決定等の期限(第12条及び第13条)内に開示決定等がされなかったことを理由になされる審査請求をいう。

第19条

(岩手県情報公開・個人情報保護等審査会への諮問等)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、岩手県情報公開・個人情報保護等審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写し（同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する反論書が提出された場合にあつては、弁明書の写し及び当該反論書の写し）を添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関（次項において「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 4 諮問実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して裁決をしなければならない。
- 5 前項の裁決は、審査請求がされた日（行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から起算して90日以内に行うよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求があったときは、実施機関は、原則として、弁明書（及び反論書）を添付して審査会に諮問すべきこと、審査会に諮問した旨を審査請求人等の関係者に通知しなければならないこと及び審査会からの答申を尊重して裁決を行い、当該裁決は90日以内に行うよう努めなければならないことを定めるものである。

【解釈・運用】

- 1 「審査請求があったとき」とは、部分開示若しくは非開示の決定があった場合又は15日以内（延長した場合は延長期間満了日まで）に開示決定等がなされなかった場合に開示請求者が審査請求を行った場合のほか、行政文書が開示されることによりその権利利益が害されることとなる第三者が審査請求を行った場合をいう。
- 2 「審査請求が不適法であり、却下する場合」（第1号）とは、審査請求が、審査請求期間（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内）経過後になされたときや、審査請求をすることができないものからなされたときなどのように要件不備により却下するときをいう。

3 諮問書への弁明書（及び反論書）の写しの添付（第2項）

行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条及び第30条の規定により、審査庁（審査会に諮問した実施機関）は、弁明書を作成し、又は処分庁から弁明書の提出があったときは、審査請求人等へ送付しなければならないこと、審査請求人等は弁明書が送付された場合は審査庁に反論書を提出することができることとされているものである。

審査請求人等に弁明書を送付する場合は、反論書の提出期限を明示し、期限経過後、速やかに、審査会に諮問するものとする。

なお、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項の規定に基づき参加人から意見書が提出された場合は、審査庁は、条例第30条の規定に基づき、審査会に当該意見書を提出するものとする。

4 諮問した旨の通知（第3項）

審査請求人等は、審査会に対し意見を陳述し又は意見書等を提出することができるため、審査会に諮問されたことを了知している必要がある。

通知すべき相手方の範囲は、不服審査手続に既に関与している審査請求人及び参加人のほか、参加人となりうる事が明らかな利害関係者（開示請求者及び反対意見書を提出している第三者）である。

第20条

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第20条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

本条は、第三者に関する情報が記録されている行政文書の開示決定等に対する審査請求について、第三者からの審査請求を却下若しくは棄却する場合又は非開示決定を変更して当該行政文書を開示する場合に、当該第三者に訴訟提起の機会を確保するためのものである。

【解釈・運用】

- 1 一度行政文書が開示されると、当該行政文書に自己に関する情報が記録されている者にとって回復不可能な損害が生ずるおそれがある。このため、第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示するに当たっては、事前に、当該第三者に十分な手続的保護が与えられる必要がある。

このため、開示決定を行うに当たっては、第三者に意見書提出の機会を与え、反対意見書が提出されたときは、開示決定の日と開示実施の日との間に2週間以上置き、第三者が訴訟等を行う機会を確保することとしている（第15条第3項）。

- 2 一方、非開示決定が行われたときは、その時点では第三者の権利利益を害するおそれはないが、当該非開示決定に対する審査請求が行われた結果、裁決で当該非開示決定が変更され、行政文書を開示することとする場合には、開示決定を行う場合と同様に、第三者の事前の手続的保障を図る必要がある。

また、開示決定に対して、第三者がその取消を求める審査請求を提起した場合でも、審査請求を却下し、又は棄却するときは、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保する必要がある。

- 3 このため、これらの場合については、審査請求に対する裁決の日と開示の実施の日との間に2週間以上置き、第三者が訴訟を提起する機会を確保することとしたものである。（条文上は、第15条第3項を準用することとしている。）

- 4 審査請求が行われた結果、裁決で非開示決定が取り消された場合には、原処分庁は、当該裁決の趣旨に沿い、開示決定を行うこととなるが、当該開示決定は第11条に基づくものであり、第15条第3項が適用されることから、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に2週間以上を置かなければならないことに注意すること。

第22条

(手数料の徴収等)

第22条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 開示請求に係る手数料 開示請求に係る行政文書1件につき300円

(2) 行政文書の開示の実施に係る手数料 開示を受ける行政文書1件につき、別表の左欄に掲げる行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)。ただし、基本額(第16条第4項の規定に基づき更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定に基づき更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなし、かつ、当該複数の行政文書である行政文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の行政文書である行政文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の行政文書である他の行政文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

(1) 一のファイル(公文書の管理に関する条例第5条第2項に規定するファイルをいう。)にまとめられた複数の行政文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の行政文書

3 手数料は、第11条各項に規定する通知があった後速やかに納付しなければならない。

4 既納の手数料は、還付しない。

5 行政文書の開示を受ける者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、行政文書の写し等の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、実施機関が定める方法により納付しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る手数料及び行政文書の開示の実施に係る手数料の徴収等について定めるものである。

【解釈・運用】

1 第1項関係

開示請求に係る手数料及び開示の実施に係る手数料を徴収することとし、その手数料の額等について定めること。

手数料の額は、次のとおり。

(1) 開示請求に係る手数料 開示請求に係る行政文書1件につき、300円(国の手数料は300円)

※ 国においては、電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合は、開示請求に係る手数料を200円と定めている。国では電子決済により手数料を納付できるが、本県では導入していないため、規定しない。

- (2) 開示実施手数料 開示を受ける行政文書1件につき、条例別表第2に定める額の合計額を基本額とし、基本額から300円（開示請求に係る手数料相当額）を減じた額。ただし、基本額が300円に満たない場合の開示実施手数料は、0円とする。

【例】 行政文書1件の請求、開示方法が紙10枚、CD-R 1枚の場合

開示請求に係る手数料：300円×1件＝300円・・・①

開示実施手数料：10円×紙10枚＋80円×CD-R 1枚＝180円（基本額）

180円（基本額）－300円＝0円・・・②

⇒ 手数料合計：①＋②＝300円

- 2 一のファイルにまとめられた複数の行政文書又は相互に密接な関連を有する複数の行政文書を一の開示請求書によって行う場合は、開示請求手数料は、1件として取り扱うこと。（第2項関係）

なお、「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」は、開示決定を行う実施機関の所属において、一のファイルにまとめられているものではないが、相互に密接な関連を有すると判断される場合をいう。

そのため、複数の所属にまたがる開示請求については、第2項の適用対象とはならず、少なくとも所属単位で開示請求手数料を納付する必要がある。

【具体的な運用の想定】（国の現行の運用を参考とするもの。）

- 「行政文書1件」とは、一つの表題の下にとりまとめられた文書のことであり、本文に係る別添、参考資料なども含む。
- 行政文書は一定期間ごと（大多数は毎年4月1日から翌年3月31日までの年度ごと）・同種（同名）の文書ごとにまとめられ、それぞれ一つのファイルで管理されていることが通例であることから、その場合は、開示請求者は、管理されているファイルが異なる期間・種類である場合、行政文書ごとに別々に開示請求を行う必要がある。
- 「一のファイル」について、同名の行政文書ファイルであっても、調製年度が異なるファイルは別個のファイルとして扱うが、複数年度の文書をひとつのファイルに綴っている場合や同一のデータベースで管理している場合は、複数年度分まとめて「一のファイル」として扱う。
同一年度のファイルが分冊になっているものは、「一のファイル」として扱う。

【参考】 「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」について（平成17年4月28日付け総務省行政管理局長通知「行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の趣旨の徹底等について」より）

相互に密接な関連を有する行政文書の範囲については、開示請求者の判断により決まるものではなく、当該行政文書の内容等により客観的に判断されるものであり、具体的には、次のような場合などが相互に密接な関連を有すると考えられる。

- ・ 要請と応答に係るもの（例：申請書と処分通知書、諮問と答申等）
- ・ 訴訟、審判手続等における一事件に係るもの（例：一事件に係る判決、裁決等と裁判所、審判機関への提出資料等）
- ・ 参照の旨が記載されている場合の参照対象行政文書（例：概要・要約版と本文、本文と参考引用資料等）

- ・ 通例必要とされる一連の手續に係るもの（例：調達手續における入札と落札、補助金交付における決定と実績報告、出張命令と復命書）
- ・ 計画と実績に係る関係にあるもの（例：基本計画と実績報告書、実施計画と実施状況報告書等）
- ・ 会議における決定ごとのその決定と議事録・提出資料

3 手数料の納付は、開示決定等に係る通知を受けた後速やかに納付すべき旨を定めること。（第3項関係）

- (1) 開示請求に係る手数料については、請求時に徴収することが一般的であると考えられるが、その場合、開示決定は請求に係る手数料の納付確認後に行うべきこととなり、現行のように納付書で徴収すると、入金の確認に日時を要し、開示決定期限までに開示決定を行うことが困難となるため、適当でない。また、岩手県収入証紙による納付とする場合、現行で認めているFAXや電子申請システムによる申請ができなくなるため、請求者の便宜の観点から望ましくない。
- (2) 以上のような事情から、開示請求に係る手数料及び開示の実施に係る手数料については、令和4年一部改正条例による改正前の運用のとおり、開示決定等の後に、後述する送料も含めて現金又は納付書により一括で徴収することとしたものである。（個人情報の保護等に関する条例に規定する開示請求に係る手数料については、国の個人情報保護委員会事務局作成の「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」において、開示請求に係る手数料に関し、「徴収の方法について、例えば、実際に保有個人情報を開示する時点で徴収することも考えられる」との説明を参考とし、開示決定の後に送料も含め、一括で徴収することとしている。類似の制度である情報公開条例に規定する開示請求に係る手数料についても、制度の整合性や手續の統一性確保の観点から同様の取扱いとしたものである。）
- (3) なお、送料については、窓口において面前で交付する場合には発生しないため、別途、第5項で規定している。

4 既納の手数料は、還付しない旨を定めること。（第4項関係）

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）第3条の規定に準じ、手数料の不還付について定めるものである。

5 写しの送付を希望する場合には、開示請求に係る手数料及び開示の実施に係る手数料と合わせて、当該送付に要する費用を納付しなければならない旨を定めること。（第5項関係）

送付費用については、令和4年一部改正条例の施行前は、要領に基づき納付を求めていたところであるが、開示請求に係る手数料と開示の実施に係る手数料を新たに設けたことに伴い、その納付の義務及び納付の時期を条例に定めようとするものである。

別表(第22条関係)

行政文書の種別	開示の実施の方法		金額	
文書又は 図画	1 乾式の複写機による写し（日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）の交付	白黒	1枚につき10円（両面に複写した場合にあっては、20円）	
		カラー	1枚につき40円（両面に複写した場合にあっては、80円）	
	2 1に掲げる以外の写しの交付		当該写しの作成に要する費用に相当する額	
電磁的記録	1 複製物の交付	ア 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物		
		イ アに掲げる以外の複製物		
	2 紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	ア 乾式の複写機による写し（日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	白黒	1枚につき10円（両面に複写した場合にあっては、20円）
			カラー	1枚につき40円（両面に複写した場合にあっては、80円）
	イ アに掲げる以外の写し		当該写しの作成に要する費用に相当する額	

第3章 雑則

第23条

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第23条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、本条例の円滑な運用を確保するため、実施機関が開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずる旨を規定するものである。

【解釈・運用】

- 1 「行政文書の特定に資する情報の提供」とは、開示請求をしようとする行政文書を具体的に指定する助けとなる情報を提供するという意味である。開示請求書には「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載しなければならないこととされている（第6条第1項第2号）ので、開示請求が容易かつ適切に行われるようにするためには、実施機関による情報の提供が不可欠である。
- 2 「その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置」としては、情報公開制度の仕組みや手続に関する相談、実施機関の組織、業務内容、事務の流れ等開示請求を行う手がかりとなる情報の提供、請求のあった行政文書の所在確認や特定に係る相談と必要な支援等をいう。
- 3 行政文書の検索に必要な資料として、ファイル管理簿の写しを行政情報センター、行政情報サブセンター及び行政情報サブセンター地域窓口並びに行政情報コーナーに配架する。

第24条

(実施状況の公表)

第24条 知事は、毎年度、実施機関における前章に定める行政文書の開示についての実施状況を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、本条例の施行の状況の公表について知事の責務を定めるものである。

【解釈・運用】

- 1 「概要」とは、各実施機関における条例の施行状況そのものではなく、これを県民にわかりやすく整理、解説したものを意味する。
- 2 公表事項としては、開示請求及び開示決定等の件数と内訳、審査請求の件数とその概要、情報公開訴訟の概要等を、公表方法としては、岩手県報への登載、県ホームページへの掲載等をさす。

第25条

(情報の提供に関する施策の推進)

第25条 実施機関は、前章に定める行政文書の開示と併せて、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で県民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の推進に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、広く情報公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実について実施機関の努力義務を定めるものである。

【解釈・運用】

- 1 行政の説明責任を全うするためには、請求があった場合に開示するという受動的な情報提供を行うに止まらず、県民の関心の高い情報については、請求を待つまでもなく、適時、適切に提供される必要があることから、情報提供施策の総合的な推進に努めることとしたものである。
- 2 「情報の提供に関する施策の推進」とは、従来行っている情報の提供はもとより、本条例の目的を踏まえ、更に情報の提供の量的充実又は質的な向上のための施策を講ずることをいう。
- 3 「実施機関の保有する情報の提供に関する施策」として、「情報提供施策の総合的な推進に関する要綱」を定め、この要綱において、開示請求を待つことなく、県民に、県の保有する情報を公表し、又は提供するために必要な事項について規定している。

第26条

(出資法人の情報公開)

第26条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（県が設立した地方独立行政法人及び岩手県土地開発公社（以下「県が設立した地方独立行政法人等」という。）を除く。以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人のうち実施機関が定めるものについて、その性格及び業務内容に応じ、当該出資法人の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう、必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、県の出資法人に対して本条例の直接適用はないが、これまで以上にその情報公開を促進するため、出資法人は、情報の公開に関し必要な措置を講ずること、また、実施機関は、出資法人の性格及び業務内容に応じて、情報の開示及び提供が推進されるよう、必要な措置を講ずることを条例上明らかにしたものである。

【解釈・運用】

1 第1項関係

(1) 出資法人が講ずるよう努めなければならない必要な措置として、「出資法人の保有する情報の公表に関する要綱」等を定め、この要綱等において、出資法人の財務関係の資料等を、県の行政情報センター及び行政情報サブセンター（行政情報サブセンター地域窓口を除く。）を活用して、県民に積極的に公表していくための手続等を規定している。

(2) 県が設立した地方独立行政法人について

同項に規定する「県が設立した地方独立行政法人」とは、次に掲げる法人である。

ア 公立大学法人岩手県立大学

イ 地方独立行政法人岩手県工業技術センター

2 第2項関係

実施機関が講じなければならない必要な措置として、「知事が所管する出資法人の情報公開に関する要綱」等を定め、この要綱等において、次の出資法人（特別法による設置法人及び県の出資比率が2分の1以上の法人）について、県民からの開示の申出があったときは、県の情報公開制度に準じて、当該出資法人の保有する文書等を開示するための手続等を規定している。

(1) 岩手県信用保証協会

(2) 岩手県農業信用基金協会

(3) 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団

(4) 前3号に掲げるもののほか、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人

第27条

(指定管理者の情報公開)

第27条 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせるときは、当該指定管理者との間で締結する協定において、当該公の施設の管理に関する情報の公開のために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

【趣旨】

本条は、県の公の施設を管理する指定管理者に対して本条例の直接適用はないが、これまで以上にその情報公開を促進するため、実施機関が、指定管理者との間で締結する協定において、公の施設の管理に関する情報の公開のために当該指定管理者が講ずべき措置を明確にすることを条例上義務付けたものである。

【解釈・運用】

- 1 公の施設の管理に関する情報の公開のための具体的な手続等については、実施機関と指定管理者との間で締結する協定に規定している。
- 2 対象となる公の施設及び指定管理者は県ホームページに掲載のとおりである。
公の施設の指定管理者制度について
<https://www.pref.iwate.jp/kensei/kanzai/1011335/1011336.html>

第28条

(適用除外)

第28条 漁業法（昭和24年法律第267号）第20条第1項に規定する漁獲割当管理原簿及び同法第117条第1項に規定する免許漁業原簿並びに刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第1項に規定する訴訟に関する書類及び押収物については、この条例の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、本条例の適用を除外する情報について定めるものである。

【解釈・運用】

1 漁獲割当管理原簿

漁獲割当管理原簿は、船舶ごとに割り当てられる漁獲可能量を管理するもので、農林水産大臣又は知事が作成及び管理するものである。漁業法及びその政省令において、当該原簿の記載事項及び公表等の手続等が定められており、一般的な行政文書の開示制度とは別の開示制度が設けられていることから、本条例の適用除外とすることとしたものである。

2 免許漁業原簿

漁業権は物権とみなされ（漁業法第77条第1項）、免許漁業原簿に登録することとされている（同法第117条第1項）。この免許漁業原簿については、専ら私人間の取引の安全等を図り、私法上の権利を保護するため、謄本・抄本の交付又は閲覧手続という一般的な行政文書の開示とは異なる独自の完結した体系的な開示制度が設けられていること、また、免許漁業原簿について、本条例により認証のない写しの交付等を認めることは、免許漁業原簿の認証制度の趣旨を損なうおそれがあることから、本条例の適用除外とすることとしたものである。

2 訴訟に関する書類及び押収物

訴訟に関する書類及び押収物については、刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成されたものであるが、捜査・公判に関する県の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、また、刑事訴訟法第47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法第53条及び刑事確定訴訟記録法により一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類等は、刑事訴訟法（第40条、第47条、第53条、第299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・非開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていることから、本条例の適用除外としたものである。

第29条

(補則)

第 29 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

【趣旨】

本条は、本条例を実施するに当たっての必要な事項は、各実施機関がそれぞれ定めることとしたものである。

【解釈・運用】

- 1 本条例を実施するに当たって必要な事項の内容は、できる限り同一のものとするのが望まれることから、実施機関ごとに手続等が異なることのないよう、その制定、改正等に当たっては、整合性が図られるよう努めなければならない。

第4章 県が設立した地方独立行政法人等の情報公開等

第30条

(県が設立した地方独立行政法人等の情報公開)

第30条 県が設立した地方独立行政法人等は、この条例(第22条を除く。)の規定の適用については、実施機関とみなす。この場合において、この条例の規定中「行政文書」とあるのは「法人文書」と、第2条第2号中「職員」とあるのは「役員又は職員」と読み替えるものとする。

【趣旨】

これらの条は、県が設立した地方独立行政法人等(県が設立した地方独立行政法人及び岩手県土地開発公社)は、県とは別人格の法人であるが、実質的に県行政の一翼を担っていることから、これを実施機関とみなして本条例の規定を適用することにより、県が設立した地方独立行政法人等の情報公開を、実施機関と同様に進めることを定めるものである。

【解釈・運用】

- 1 県が設立した地方独立行政法人等を実施機関とみなすことにより、第1条(目的)以下の実施機関に適用される規定が適用されるものである。
- 2 第2条第2号[行政文書の定義]の読み替えについて
 - (1) 県が設立した地方独立行政法人には、地方独立行政法人法第12条の規定により役員が置かれていることから、当該法人に対する開示請求の対象となる文書等については、役員が職務上作成し、又は取得したものを含むものである。
 - (2) 岩手県土地開発公社には、公有地の拡大の推進に関する法律第16条第1項の規定により役員が置かれていることから、当該公社に対する開示請求の対象となる文書等については、役員が職務上作成し、又は取得したものを含むものである。

第31条

(県が設立した地方独立行政法人等に対する審査請求)

第31条 県が設立した地方独立行政法人等がした開示決定等又は県が設立した地方独立行政法人等に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該県が設立した地方独立行政法人等に対し、審査請求をすることができる。

【趣旨】

本条は、県が設立した地方独立行政法人等がした開示決定等又は県が設立した地方独立行政法人等に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該県が設立した地方独立行政法人等に対して審査請求をすることができることを確認したものである。

【解釈・運用】

- 1 行政不服審査法に規定する処分とは、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」（同法第1条第2項）であり、「行政庁」とは、処分権限を有する者をいい、一般的には国又は地方公共団体の機関が該当するが、個々の法令において処分権限が与えられている者も該当することとされている。
- 2 第30条の規定により、県が設立した地方独立行政法人等の開示決定等は、本条例による処分であることから、県が設立した地方独立行政法人等が行う開示決定等は、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当し、当該開示決定等又開示請求に係る不作為について不服がある者は、審査請求をすることができる。
- 3 「当該県が設立した地方独立行政法人等に対し、審査請求をすることができる」とは、県が設立した地方独立行政法人等には上級行政庁が存在しないので、県が設立した地方独立行政法人等が行った開示決定等又は県が設立した地方独立行政法人等に対する開示請求に係る不作為については、処分庁である「県が設立した地方独立行政法人等」に対して審査請求をすることを規定したものである。
なお、審査請求が行われた場合、当該県が設立した地方独立行政法人等は、原則として審査会に諮問しなければならないものである。

第32条

(県が設立した地方独立行政法人等の手数料の徴収等)

第32条 県が設立した地方独立行政法人等に対し開示請求をする者又は法人文書(第30条の規定により読み替えて適用する第2条第2号に規定する法人文書をいう。以下同じ。)の開示を受ける者は、当該県が設立した地方独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第22条第1項の手数料の額を参酌して、県が設立した地方独立行政法人等が定める。

3 法人文書の開示を受ける者は、手数料のほか、県が設立した地方独立行政法人等の定めるところにより送付に要する費用を納付して、法人文書の写し等の送付を求めることができる。

4 県が設立した地方独立行政法人等は、前3項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

【趣旨】

本条は、県が設立した地方独立行政法人等の法人文書の手数料の徴収及び送付に要する費用の納付等について定めるものである。

【解釈・運用】

1 本条例の手数料は、地方自治法上の手数料であり、地方独立行政法人等への適用はない。そのため、地方独立行政法人等は、その業務に関して料金(手数料等)を徴収するときは、第2項の規定に基づき、手数料の額を定めなければならない。

なお、地方独立行政法人については、地方独立行政法人法第23条第1項の規定により、あらかじめ料金の上限を定め、設立団体の認可を受けなければならないこととされている。

2 なお、個人情報の保護に関する法律第89条第2項及び第5項の規定においても、地方公共団体と地方独立行政法人とは、それぞれ個別に開示請求に係る手数料を定めることとされている。

3 よって、県が設立した地方独立行政法人等の開示等の手数料については、第22条の手数料の規定を適用せず、各法人が個別に定めることとし、その額は、実施機関との均衡や、類似する制度である個人情報制度との整合性や手続の統一性の確保等についても考慮の上、実費の範囲内において、県の手数料の額を参酌して定めることとするものである。

4 法人文書の写し等について、送付により開示を求めようとする者は、県の実施機関の場合と同様に郵便費用等の送付に要する費用を納付して、送付を求めることができる。

5 県が設立した地方独立行政法人等の開示等の手数料の額、手続等について、開示請求者が知り得るよう、これらの定めを一般の閲覧に供しなければならない旨を定めるものである。

附則、一部改正附則

- 1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の公文書公開条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の情報公開条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に岩手県公文書公開審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の第 25 条第 1 項の規定により審査会の委員として任命されたものとみなし、その任期は、同条第 2 項本文の規定にかかわらず、平成 12 年 9 月 30 日までとする。

附 則（平成 12 年 12 月 18 日条例第 72 号抄）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日条例第 6 号）

- 1 この条例は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の情報公開条例の規定は、公安委員会及び警察本部長が保有している行政文書については、平成 13 年 4 月 1 日以後に公安委員会及び警察の職員が作成し、又は取得したものについて適用する。

附 則（平成 14 年 10 月 9 日条例第 55 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年 3 月 19 日条例第 4 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 25 日条例第 30 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 17 日条例第 72 号）

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日条例第 4 号）

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 12 月 15 日条例第 74 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に指定管理者（この条例による改正後の情報公開条例第 41 条の 2 に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせている実施機関は、当該指定管理者との間で締結する協定において、当該公の施設の管理に関する情報の公開のために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにするよう努めるものとする。

附 則（平成 19 年 7 月 9 日条例第 44 号）

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 27 日条例第 22 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 12 日条例第 59 号）

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の情報公開条例の規定は、岩手県土地開発公社が保有している行政文書については、平成 11 年 4 月 1 日以後に岩手県土地開発公社の役員又は職員が作成し、又は取得したもののについて適用する。

附 則（平成 21 年 12 月 15 日条例第 70 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日条例第 17 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日条例第 13 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 情報公開条例の規定による開示決定等又は開示請求に係る不作為についての不服申立てであって、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされるものに係る裁決又は決定の手続については、なお従前の例による。

3 個人情報保護条例の規定による開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての不服申立てであって、行政不服審査法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされるものに係る裁決又は決定の手続については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日条例第 10 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（令和 2 年 3 月 27 日条例第 18 号）

（施行期日）

1 この条例は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日から施行する。

附 則（令和 4 年 7 月 19 日条例第 20 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。（後略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の情報公開条例第22条並びに第32条第 1 項及び第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後にされた情報公開条例第 6 条第 1 項に規定する開示請求（以下「開示請求」という。）について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に岩手県情報公開審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対す

る答申がされていないものは岩手県情報公開・個人情報保護等審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について岩手県情報公開審査会がした調査審議の手続は岩手県情報公開・個人情報保護等審査会がした調査審議の手続とみなす。

4 岩手県情報公開審査会の委員であった者に係るその職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【趣旨】

本条例及び本条例の一部改正条例の施行期日及び条例の施行に伴う所要の経過措置を定めるものである。